第73期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

- ①事業報告
 - 業務の適正を確保するための体制 及びその運用状況の概要
- ② 連結計算書類
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- ③計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び定款第 16 条に基づき、 インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.spp.co.jp) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

住友精密工業株式会社

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり 決議しております。

当社は、取締役会が子会社等も対象とする内部統制システム全般の構築・維持・向上の推進、運用状況の確認を行うものとし、社長が統轄する CSR 委員会およびその下部に設けられたコンプライアンス委員会など各専門委員会が、その活動を支援する。また、法令等の遵守に関する事項を含めた企業理念を定めるとともに、企業理念に基づいた行動規範を定め、これらの遵守を図るため継続的に子会社等も含めて啓発・教育活動を行う。

今後も、適宜、関連規程や推進方法の見直しを行うとともに、具体的な取組みの徹底や 適切なモニタリングを通じて、業務の的確性・有効性の維持向上に繋げることとする。

<株式会社の業務の適正を確保する体制>

①取締役並びに使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、法令等の遵守に係る活動を促進するためコンプライアンス委員会を設け、 コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

取締役会については取締役会規則に基づき適正な運営を確保するとともに、月1回 の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に開催する臨時取締役会等により、取締役 相互の意思疎通を図るとともにお互いの業務執行を監督する。

また、当社は監査役会設置会社であり、監査役会の定める監査の方針及び分担等に 従って各監査役が取締役の職務執行について監査する。

各部署における業務執行については、組織・業務分掌・決裁基準等に関する規程を定め、権限及び責任の明確化を図るとともに、内部監査規程並びに財務報告に係る内部統制監査規程を定め、業務執行から独立した社長直属の内部監査室が法令遵守状況及び業務の効率性並びに金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備・運用状況等の監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告することにより、業務全般の適正性及び財務報告の信頼性を確保することとする。

さらに、法令違反行為に関する内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の拡充 を図り、経営の執行から独立した監査役室長を窓口として、通報・相談された内容を 検討し必要と認めた場合には調査を行い適切な処置をとるとともに、通報者の保護に 配慮する。

また、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを一切排除することとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書規程、起案手続要領等に基づき、議事録等の記録類を作成し、必要な期間中、適切かつ確実に保存・管理することとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスクとして以下の項目を認識の上、各項目に関わる専門委員会を設置し、各委員会での審議・活動内容に関する規程を定め各々のリスクの把握と軽減に努める。また、CSR委員会が各専門委員会を統轄し、それぞれの活動内容を報告させリスク全般を横断的に管理する。さらに、万が一不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の拡大を最小限に止め一刻も早く収束するための体制をとることとする。なお、必要に応じ、管理体制の改訂・強化を図るとともに、顧問弁護士ほかの外部ブレーン招集等も行うこととする。

- 1) コンプライアンス
- 2)情報セキュリティ
- 3) 環境、安全、人権
- 4) 品質、製造物責任
- 5) 自然災害 等

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規則に則った取締役会の開催・運営とともに、取締役会の決定に基づく業務執行については、通達にて、各執行役員の統轄業務分担を定める。また、職務執行の効率性を追求するため、事務章程にて社内分掌及び業務権限と責任を明確に定め、さらに、取締役会の重要事項付議基準通達によって運営の円滑化を図る。

また、経営会議規程に則った経営会議を毎月開催し、経営の基本方針並びに重要な経営課題の執行方針を協議するとともに、各部門ごとにも事業検討会議を設け充分な議論を重ねるなど、適正且つ迅速に業務を推進する体制をとる。

⑤当社及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等における業務の適正を確保するため、企業理念並びに行動規範は当社の子会社等にも適用することとする。CSR委員会が統轄する各専門委員会の活動は子会社等も対象とし、その活動を通じて子会社等の損失の危険の管理、子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保も図ることとする。内部通報制度は子会社等の社員も利用可能とする。

また、子会社等の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理基準規程に従い、主管部あるいは統轄役員を定めて、当社への協議・報告制度により指導

を行うとともに、実行面においても、年度計画・半期予算策定時の審議会や子会社等 との情報交換会等を通じて、当社の役員から経営方針の徹底等を図る。

さらに、子会社等に対し、当社から取締役・監査役を派遣し、また、内部監査を実施することにより、業務執行や業績を監督する。

<監査役設置会社の体制に求められる事項>

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し当社の使用人から監査役補助者を 任命する。今後、監査範囲や内容の変化に伴い、監査役より組織・人数の変更等の要 請があった場合にも、意見交換を行い対処する。

- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役補助者の評価は監査役が行い、その人事異動等についても監査役の同意を得た上で決定する等、取締役からの独立性を確保する。
 - 2) 監査役補助者は、業務執行からは独立させる。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役は、会社及び子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、遅滞なく監査役に報告する。また、取締役及び使用人並びに子会社等の取締役及び使用人はいつでも、監査役の求めに応じて業務の執行状況を報告する。なお、報告者はいかなる不利益な取扱いも受けないこととする。前記にかかわらず、監査役は取締役会、CSR委員会他の主要な会議に出席するとともに、報告書等を閲覧し、重要事項についての適切な情報収集に努める。また、取締役会の決議事項に関する情報は、監査役に事前に通知することとする。さらに、監査役は内部監査室と緊密な連携を保つことで、適宜、監査結果等について報告を受ける。
 - 2)子会社等社員も対象とする内部通報制度を適切に運用することにより、法令違反 等のコンプライアンス上の問題について、監査役へ適切な報告がなされる体制を 確保する。なお、通報者はいかなる不利益な取扱いも受けないこととする。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1)代表取締役社長と監査役会との間で定期的に会合を持ち、会社の業績並びに課題・ 問題点などについて意見交換を行う。

- 2) 会計監査人との間で定期的な意見交換会を持ち、監査の概況の報告を受ける。
- 3) 監査役として監査の実効を向上させるために必要と判断される事項が生じた場合は、別途取締役等と調整を図る。
- 4) 監査役は必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談・調査依頼等をすることができ、その費用は会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下①~⑨のとおりでありますが、当社は「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、これを運用することで業務の適正の確保に努めてきたにもかかわらず、2019年1月に、防衛省との防衛装備品等に係る契約に関して費用の過大請求を行っていた事実が発覚しました。

当社は、直ちに防衛省に自発的な申告を実施するとともに、事実関係の把握及び原因の分析等のために、独立性・専門性の高い第三者からなる特別調査委員会を設置しました。詳細については、特別調査委員会が調査中ですが、事態の全容解明と同時に内部統制の充実やガバナンスの強化、コンプライアンス意識の徹底、部門間連携の強化といった改革を早急に進める必要があります。こうした状況を受け、当社は、今後の諸施策を新たな体制で推進するために、コンプライアンス担当役員を選任しました。また、全社のコンプライアンスの状況を把握するため、社外の内部通報窓口として、「SPP グループコンプライアンスホットライン」を新設するとともに、従業員向けにコンプライアンスアンケートを実施しました。今後は、新たな体制のもと、内部統制・ガバナンス・コンプライアンスに携わる組織整備・人材増強により体制を強化し、コンプライアンス教育・意識向上活動、社内ルール総点検等の取組みを推し進め、当社の全ての役員及び従業員の意識改革を進めてまいる所存です。また、特別調査委員会から再発防止策の提言を受けた際に、上記の対応に不十分な点があれば、検討の上、対策を講じます。

<株式会社の業務の適正を確保する体制>

①取締役並びに使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当事業年度は定時のコンプライアンス委員会を 2 回開催し、そこで定めた活動計画 に基づき当社及び関係会社の役員・従業員向けの教育を実施するなど、役員・従業員 の法令遵守意識の向上を図り、コンプライアンス体制を整備・維持しております。

取締役会につきましては、当事業年度は、取締役会規則に基づき、定時 12 回、臨時 3 回、計 15 回の取締役会を開催し、また取締役会の書面決議を 2 回実施し、経営の重要事項を決定するとともに、業務執行取締役が職務の執行状況を定期的に報告しております。

監査役におきましては、監査役監査計画書を取締役会に報告の上で、当該計画に基づいて取締役の職務執行について監査を実施しております。

また、事務章程等により業務権限・責任を明確に定めており、内部監査規程等に基づき、内部監査室が監査を実施し、その結果を取締役会に報告しております。

さらに、法令違反等の早期発見・未然防止のため、内部通報窓口を経営執行から独立した監査役室長に設けており、当事業年度には、社外の通報窓口や中国関係会社向けの社外窓口も設置し、通報時には適切に調査・処置等が行われる体制を整備・運営しております。

反社会的勢力排除については、反社会的勢力との関係遮断の規程を定め、契約書に 反社会的勢力排除の規定を置くことを原則化するなどの取組みをしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役会議事録等の記録類を適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクに関わる専門委員会として、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、環境管理委員会、安全衛生委員会、人権・ダイバーシティ推進委員会、品質委員会、PL部門委員会、リスクマネジメント委員会を定期的に開催しており、そこで定めた活動計画に基づいて活動することで、各リスクの把握と軽減を図っております。また、CSR 委員会が各専門委員会を統轄し、それぞれの活動内容を半年に一度報告させることで、リスク全般を横断的に管理しております。また、当事業年度は、事業投資支援グループの新設、投資管理規程の制定により、事業投資管理機能を強化しております。

不測の事態発生時の対応については、自然災害等の危機対応に関する規程において、 対策本部設置等の体制について規定しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規則に基づき、当事業年度は、定時取締役会 12回、臨時取締役会 3回、計15回の取締役会を開催し、また取締役会の書面決議を 2回実施しております。

また、取締役会付議基準、役員統轄業務分担、事務章程により業務権限と責任を明確に定め、職務執行の効率化を図るとともに、取締役会の実効性の分析・評価を実施し、その結果を踏まえて取締役会の運営等について適宜見直しを図っております。なお、経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を分け、取締役会の監督機能を十分に発揮し、また業務執行機能の強化をさらに図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

さらに、経営会議、各部門の事業検討会議を定期的に開催し、重要課題について十

分な議論を重ねており、適正かつ迅速な業務推進体制をとっております。

⑤当社及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 子会社等の従業員に対する CSR 教育を実施し、当社グループの企業理念・行動規範 の子会社等への浸透を図っております。 CSR 活動や各専門委員会の活動は子会社等を 含んでおり、子会社等のリスクの把握・軽減に取り組んでおります。

また、関係会社の管理に関する規程等により、子会社等に当社への重要事項の協議・報告を義務付け、経営会議等における年度計画・半期予算の審議や、各社長との情報 交換会を通じて、当社経営方針の徹底を図っております。業務執行や業績の監督のため、子会社等へ取締役・監査役を適宜派遣しており、内部監査室による監査も定期的に実施しております。

- <監査役設置会社の体制に求められる事項>
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項

監査役補助のため、監査役会直轄下の監査役室に専任者1名を任命しております。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室の専任者は、監査役による人事評価や異動への同意により、取締役からの 独立性を確保しており、業務執行からは独立しております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、適宜、取締役・使用人に報告を求め、また、取締役会等の重要会議出席・ 重要書類閲覧等により、重要事項についての情報収集に努めております。また、内部 監査室との合同監査の実施により、監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、 監査役会は内部監査室より四半期毎に監査結果の報告を受けております。

また、通報窓口への通報内容は監査役室を通じて常任監査役へ報告される体制としております。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役により、代表取締役社長・会計監査人・社外取締役との定期的な意見交換などを通じて、実効的な監査を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

2018年 4月 1日から 2019年 3月31日まで

(百万円)

					(ロ/9/17/
			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	10, 311	11, 332	10, 399	△ 100	31, 943
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 264		△ 264
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			\triangle 2, 252		△ 2, 252
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	△ 2,516	Δ 1	△ 2,518
2019年3月31日残高	10, 311	11, 332	7, 883	△ 102	29, 425

		その他の包括				
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
2018年4月1日残高	1, 757	△ 451	△ 703	602	1, 102	33, 649
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 264
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△ 2, 252
自己株式の取得						△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中 の変動額(純額)	△ 995	△ 8	42	△ 961	65	△ 895
連結会計年度中の変動額合計	△ 995	△ 8	42	△ 961	65	△ 3, 414
2019年3月31日残高	762	△ 460	△ 661	△ 358	1, 168	30, 234

⁽注)記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- I.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等
 - 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

住精エンジニアリング株式会社、住精産業株式会社、Sumitomo Precision USA, Inc.、住精ハイドロシステム株式会社、住友精密工業技術(上海)有限公司、SPP Canada Aircraft, Inc.、SPPテクノロジーズ株式会社、寧波住精液圧工業有限公司、CFN Precision Ltd.、SPP長崎エンジニアリング株式会社、新泉精機株式会社、Tecnickrome Aeronautique Inc.、SPT Microtechnologies USA Inc.、SPP Aerospace Service Inc. 他4社〈増加〉

当連結会計年度において、100%出資の新会社SPP Aerospace Service Inc. を設立したため、連結の範囲に含めております。

〈減少〉

当連結会計年度において、M2Mテクノロジーズ株式会社の全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

住精サービス株式会社

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金 (持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、連結の範囲から除外して おります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の関連会社数 4 社
- (2) 主要な会社名
- Silicon Sensing Systems Ltd.
- (3) 持分法を適用していない非連結子会社(住精サービス株式会社)、関連会社(天陽航太科技股份有限公司) は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、か つ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
- (4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る決算書を使用しております。
- 3. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (4)有価証券 その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ)たな卸資産 製品及び仕掛品

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定)

なお、仕掛品の一部については、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

原材料及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - (イ)有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。(ただし当社の建物及び2016年4月1日 以降に取得した構築物は定額法)。また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物3年~50年、機械装置及び運搬具4年~9年となっております。

(中)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(4)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(口)賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ハ)工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる工事について、当該将来損失見込額を引当計上しております。工事損失の発生が見込まれる 工事について仕掛品が計上されている場合には、当該将来損失見込額のうち、当該仕掛品残高を限度と して仕掛品残高から直接控除し、控除後残高を工事損失引当金に計上しております。

(二)防衛装備品関連損失引当金

防衛装備品に関わる防衛省との契約に起因する損失に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (イ) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- (ロ)その他の工事

工事完成基準

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - (イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、適用要件を満たす金利スワップについては特例処理に、 適用要件を満たす通貨スワップについては、振当処理によることとしております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・・・借入金

(ハ)ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利又は為替の変動リスクを回避する目的に限定して実施することとしており、 実需を伴わないデリバティブ取引は行わない方針であります。

(二)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、通貨スワップについては振当処理の 要件を満たしているため、それぞれ有効性の評価は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、子会社の実態に基づいた期間(主として10年)にわたり、均等償却を行っております。

- (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - (イ) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額 法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部における その他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(ロ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計 年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に 表示する方法に変更しております。

Ⅲ. 追加情報

防衛装備品関連損失引当金

2019年1月、防衛装備品に関わる防衛省との契約に関し、過去に不適切な工数調整を行い、過大に請求していた事実が発覚しました。当社は、防衛省に自発的な申告を実施するとともに、独立性・専門性の高い特別調査委員会を設置し、詳細調査を進めております。今後発生すると見込まれる返納金等5,061百万円を防衛装備品関連損失引当金として流動負債に計上するとともに、同額を防衛装備品関連損失引当金繰入額として特別損失に計上しております。

なお、2019年3月13日付で、防衛省より当社に対して特別調査を実施する旨の通知を受けており、現在、特別調査を受けております。当該金額につきましては、現時点で合理的に算定できる範囲での見積もりであり、今後の特別調査の進展によっては変動する可能性があります。

- Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記
 - 1. 担保資産及び担保付債務
 - (1)工場財団抵当資産

建物、機械装置、土地 他

428 百万円

(2)工場財団抵当資産に対応する債務

長期借入金(注)

1,376 百万円

- (注)長期借入金には1年内返済予定を含んでおります。
- 2. 有形固定資産の減価償却累計額

46,356 百万円

3. 期末日満期手形の会計処理

当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が当連結会計年度末日残高に含まれております。

受取手形4 百万円支払手形741 百万円流動負債その他(設備支払手形)4 百万円

V. 連結損益計算書に関する注記

(受取保険金及び災害による損失)

特別利益における受取保険金及び特別損失における災害による損失は、主として2018年9月に発生した台風21号によるものであります。

(防衛装備品関連損失引当金繰入額)

「Ⅲ. 追加情報」に記載のとおり、今後発生すると見込まれる返納金等であります。

(減損損失)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1)減損損失を認識した資産グループの内容

場所	用途	種類
長崎県諫早市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等
カナダ・ケベック州	事業用資産	機械装置及び運搬具等

(2)減損損失の認識に至った経緯

連結子会社であるSPP長崎エンジニアリング株式会社及びCFN Precision Ltd. において、同社の業績が悪化していることから、事業用資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3)減損損失の金額

建物及び構築物149 百万円機械装置及び運搬具94建設仮勘定44その他27

(4) 資産のグルーピングの方法

原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として グルーピングを行っております。

(5)回収可能額の算定方法

回収可能額について、使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が マイナスとなるため、回収可能額を零として評価しております。

(事業構造改革費用)

特別損失における事業構造改革費用はカナダ関係会社改編に伴うリストラ費用であり、主に人員削減費用、 弁護士費用等であります。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

5,316,779 株

- 2. 配当に関する事項
- (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	132	利益剰余金	2. 5	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	132	利益剰余金	2. 5	2018年9月30日	2018年12月 3 日

(注)2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

「1株当たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はございません。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。 また、短期的な運転資金は主として銀行借入によっており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で保有しております。デリバティブは、通貨スワップ取引は外貨建借入金の為替変動リスクを、また金利スワップは借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。 また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権の為替の変動リスクは、内部管理規定に基づき 実需の範囲でヘッジを目的として先物為替予約を行い低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。 支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(*3)	時価(*3)	差額(*4)
(1) 現金及び預金	10, 110	10, 110	_
(2) 受取手形及び売掛金	18, 857	18,857	_
貸倒引当金(*1)	(10)	(10)	
	18, 846	18,846	
(3) 投資有価証券	1,807	1,807	_
資産計	30, 763	30, 763	
(4) 支払手形及び買掛金	(9, 673)	(9,673)	_
(5) 短期借入金	(15, 246)	(15, 246)	_
(6) 長期借入金(*2)	(10, 267)	(10, 269)	(2)
(7) リース債務(*2)	(150)	(150)	0
負債計	(35, 337)	(35, 339)	(2)
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	_	_	
デリバティブ取引計	_	_	_

- (*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (*2) 長期借入金及びリース債務については、1年内返済予定分を含めた額で表示しております。
- (*3) 負債に計上されているものについては、()で表示しております。
- (*4) 差額については、時価から連結貸借対照表計上額を控除して算出した額を表示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

「(1) 現金及び預金」及び「(2) 受取手形及び売掛金」

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

「(3) 投資有価証券」

投資有価証券の時価について、取引所の価格によっております。

負債

「(4) 支払手形及び買掛金」及び「(5) 短期借入金」

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

「(6) 長期借入金」及び「(7) リース債務」

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、金利スワップの特例処理または通貨スワップの振当処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップまたは振当処理と一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

また、リース取引については、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「ヘッジ会計が適用されているもの」

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定する方法によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるもの、または通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記「(6)長期借入金」参照)。

(注2) 関係会社株式(連結貸借対照表計上額1,746百万円)及び非上場株式(連結貸借対照表計上額217百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

₩.1株当たり情報に関する注記

1.1株当たり純資産額

5,492円68銭

2.1株当たり当期純損失

425円57銭

(注)2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期 純損失」を算定しております。

株主資本等変動計算書

2018年 4月 1日から 2019年 3月31日まで

(百万円)

							(11 /2 17/						
			株	主資本									
		資本剰余金	;	利益剰余金									
	資本金	資本金			その他利益	益剰余金	自己株式	株主資本 合計					
		資本準備金	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金								
2018年4月1日残高	10, 311	11, 332	823	261	5,874	△ 100	28, 502						
事業年度中の変動額													
剰余金の配当					△ 264		△ 264						
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 2	2		_						
当期純損失					△ 2,520		△ 2,520						
自己株式の取得						△ 1	△ 1						
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計	_	_	_	△ 2	△ 2,783	△ 1	△ 2,786						
2019年3月31日残高	10, 311	11, 332	823	259	3,090	△ 102	25, 715						

	評価・換算 差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
2018年4月1日残高	502	29, 004
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△ 264
固定資産圧縮積立金の取崩		1
当期純損失		△ 2,520
自己株式の取得		△ 1
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	△ 46	△ 46
事業年度中の変動額合計	△ 46	△ 2,833
2019年3月31日残高	455	26, 171

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- I. 重要な会計方針
- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

移動平均法による原価法

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 製品及び仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定)

なお、仕掛品の一部については、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法、その他については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物3年~50年、機械及び装置4年~9年となっております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- 4. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる工事について、当該将来損失見込額を引当計上しております。工事損失の発生が見込まれる工事について仕掛品が計上されている場合には、当該将来損失見込額のうち、当該仕掛品残高を限度として仕掛品残高から直接控除し、控除後残高を工事損失引当金に計上しております。

(4)防衛装備品関連損失引当金

防衛装備品に関わる防衛省との契約に関し、過去に不適切な工数調整を行い、過大に請求していた事実が発覚したことにより、今後発生すると見込まれる返納金等を防衛装備品関連損失引当金として流動負債に計上しております。

(5)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末において前払年金費用となっており、投資その他の資産の「その他」の区分にて表示しております。

また、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 - 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- (2) その他の工事

工事完成基準

- 7. ヘッジ会計の方法
 - (1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、適用要件を満たす金利スワップについては特例処理に、適用要件を満たす通貨スワップについては、振当処理によることとしております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・・・借入金

(3)ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利又は為替の変動リスクを回避する目的に限定して実施することとしており、実需を 伴わないデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしているため、それぞれ有効性の評価は省略しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- Ⅱ. 表示方法の変更
 - 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

Ⅲ. 追加情報

防衛装備品関連損失引当金

2019年1月、防衛装備品に関わる防衛省との契約に関し、過去に不適切な工数調整を行い、過大に請求していた事実が発覚しました。当社は、防衛省に自発的な申告を実施するとともに、独立性・専門性の高い特別調査委員会を設置し、詳細調査を進めております。今後発生すると見込まれる返納金等4,864百万円を防衛装備品関連損失引当金として流動負債に計上するとともに同額を防衛装備品関連損失引当金繰入額として特別損失に計上しております。

なお、2019年3月13日付で、防衛省より当社に対して特別調査を実施する旨の通知を受けており、現在、特別調査を受けております。当該金額につきましては、現時点で合理的に算定できる範囲での見積もりであり、今後の特別調査の進展によっては変動する可能性があります。

- Ⅳ. 貸借対照表に関する注記
- 1. 担保資産及び担保付債務
 - (1)工場財団抵当資産

建物、機械及び装置、土地他

428 百万円

(2)工場財団抵当資産に対応する債務

長期借入金(注)

1,376 百万円

(注) 長期借入金には1年内返済予定分を含んでおります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

42, 102 百万円

3. 偶発債務

関係会社の賃貸人とのリース契約

に対する連帯保証債務

SPP Canada Aircraft, Inc. 165 百万円

関係会社の金融機関からの借入に

対する連帯保証債務

CFN Precision Ltd. 578 百万円 Tecinickrome Aeronautique Inc. 59 百万円

4. 期末日満期手形の会計処理

当事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が当事業年度末日残高に含まれております。

支払手形 710 百万円 設備支払手形 4 百万円

5. 関係会社に対する短期金銭債権5,400 百万円関係会社に対する長期金銭債権63 百万円関係会社に対する短期金銭債務1,070 百万円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

関係会社に対する売上高 7,872 百万円 関係会社からの仕入高 7,591 百万円 関係会社との営業取引以外の取引高 802 百万円

2. 受取保険金及び災害による損失

特別利益における受取保険金及び特別損失における災害による損失は、主として2018年9月に発生した台風21号によるものであります。

3. 防衛装備品関連損失引当金繰入額

「Ⅲ. 追加情報」に記載のとおり、今後発生すると見込まれる返納金等であります。

4. 貸倒引当金繰入額

特別損失における貸倒引当金繰入額は、当社の子会社でありますSPP Canada Aircraft, Inc. 及びSPP長崎エンジニアリング株式会社に対するものであり、内訳は以下の通りであります。

SPP Canada Aircraft, Inc.748 百万円SPP長崎エンジニアリング株式会社70 百万円

5. 関係会社株式評価損

特別損失における関係会社株式評価損は、当社の子会社でありますSPP長崎エンジニアリング株式会社に対するものであります。

6. 事業構造改革費用

特別損失における事業構造改革費用はカナダ関係会社改編に伴うリストラ費用であり、主に弁護士費用等であります。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 24,920 株

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産

繰延税金資産の発生の主な原因は、防衛装備品関連損失引当金や関係会社株式評価損の否認等であり、その算定に当たり、繰延税金資産から控除された金額は2,287百万円であります。

2. 繰延税金負債

繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用及びその他有価証券評価差額金等であります。

VIII. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により電子計算機等を使用しております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引の金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	SPP Canada Aircraft,Inc.	割合 所有 直接100%	原材料等の販売 資金の援助	資金の貸付(注2)		長期貸付金(注3)	1, 597
	,			資金の貸付(注2)	△ 800	短期貸付金	1, 100
子会社	SPPテクノロジーズ 株式会社	所有 直接95%	資金の援助 製品等の仕入	員並の負別(在2)	-	長期貸付金	1, 750
				原材料等の購買代行 (注2)	1,662	未収入金	884

- (注) 1. 取引の金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1)SPPテクノロジーズ株式会社との取引価格は、市場価格を勘案して独立第三者間取引と同様の 一般的な取引条件で行っております。
 - (2) SPP Canada Aircraft, Inc. 及びSPPテクノロジーズ株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、一括返済としております。
 - 3. 当事業年度においてSPP Canada Aircraft, Inc. への長期貸付金に対し、1,019百万円の貸倒引当金を計上しております。

2. その他の関係会社等

(単位:百万円)

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引の金額 (注1)	科目	期末残高
その他の関係会社	住友商事株式会社	被所有 直接27%	原材料等の販売	原材料等の販売(注2)	4, 842	売掛金	1, 657
その他の関係会社の子会社	住商エアロシステム株式会社 (住友商事株式会社の子会社)	なし	原材料等の販売	原材料等の販売(注2)	4, 468	売掛金	3, 084
その他の関係会社の子会社	住商メタレックス株式会社 (住友商事株式会社の子会社)	なし	原材料等の販売	原材料等の販売(注2)	2, 406	売掛金	797

- (注) 1. 取引の金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

住友商事株式会社、住商エアロシステム株式会社及び住商メタレックス株式会社との取引価格は、 市場価格を勘案して独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

X.1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

4,945円57銭

2. 1株当たり当期純損失

476円27銭

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。 当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純損失」を 算定しております。